

質問回答

NO.	質問	回答
1	仕様書 3. 業務の内容、実施方法 (1) 苫小牧沿岸域における海洋環境の把握等のための現地調査 (1) - 2. 現地調査方法 1) 海水の化学的性状調査 ①採水調査について、調査回数が明記されていませんが、底質や底生生物と同様に春季から冬季までの2季の調査で各1回実施するという事でよろしいでしょうか。	底質や底生生物と同様に春季から冬季までの2季の調査で各1回実施することによって問題ありません。
2	令和7年度までの当該事業については、株式会社KANSOテクノス殿が受託者（過年度受託者）であり、苫小牧市、地先漁業組合、北海道電力、日本CCS調査、石油資源開発、経済産業省等のステークホルダとの間で、一連の分析業務の実施に関する調整がなされているものと理解しております。 一方で、仮に弊機構が採択された場合には、分析業務を行う事業者（取りまとめ事業者および分析事業者）が変更となるため、ステークホルダとの間で改めて調整が必要になることが想定されます。 つきましては、 1) 弊機構として講ずべき具体的な対応内容および進め方、 2) ステークホルダとの再調整に際して、環境省として主体的にご対応・ご支援いただける範囲および方法、 についてご教示いただきたく存じます。 特に、本事業が環境省委託であることを踏まえ、関係各所に対する事業者変更の周知や、その影響に関する説明については、環境省から主体的にご対応いただく必要があるものと考えておりますが、当該対応の実施可否および具体的な関与のあり方について、ご見解をお示しください。	1) につきましては、 過年度の受託者から、これまでの分析業務の実施手順、留意事項、および各ステークホルダとの過去の調整経緯（連絡窓口、合意事項、懸念点等）について、速やかに引き継ぎを受けていただきます。 事業者変更に伴い、分析精度やスケジュールの管理体制、情報セキュリティ対策等に懸念が生じないよう、受託者の実施体制および具体的な業務計画を明確にした説明資料を作成していただきます。 環境省による全体的な周知・導入の後、具体的な実務レベルでの調整については、受託者が主体となって各ステークホルダと直接調整を行っていただきます。 2) につきましては、 関係各所に対し、受託者が変更になった旨、およびその経緯について、当省より連絡・周知を行います。 事業者変更に伴う影響や今後の進め方について、ステークホルダの理解をより確実なものとするため、当省が主催（または共同招集）する形で初回の顔合わせ・説明の場を設けます。
3	仕様書においては、(5) ガイドラインに係る業務については一部再委託が可能である旨が記載されていると理解しております。 一方で、(1) の分析作業や(2) に係る調査については、外部事業者への委託を予定しておりますが、これらに加え、(1) ～ (4) のその他の業務についても再委託は可能との理解でよいのか、ご教示ください。 また、仮に再委託が限定的である場合には、受託者自身において、例えば(1) の海洋モニタリングを実施できる能力・体制を有していることが求められるのかについても、ご見解をお示しください。	合理的な理由があり、弊省の承認が得られれば、原則として再委託は可能です。 受託者自身において、例えば(1) の海洋モニタリングを実施できる能力・体制を有していることは求めています、「業務の管理・統括能力」は求められます。
4	再委託費や雑役務費については、原則として、その合計が直接費および間接費の合計額の2分の1未満である必要があると理解しております。一方で、本業務の特性上、分析費の占める割合が大きくなることから、当該割合が2分の1を超過する可能性があると考えております。この点について、費用構成や必要性・妥当性を十分に説明できる場合には、当該基準を超過することが認められるのか、ご教示ください。	業務の特性上、真にやむを得ない理由があり、その必要性・妥当性を仕様書や経費内訳書、理由書等で十分に説明・証明できる場合に限り、2分の1(50%)を超過することが認められます。 ただし、「例外的な措置」であり、自動的に認められるわけではないことをご留意願います。
5	仕様書3. (1) (1) - 2. 1) の海水の化学的性状調査の調査頻度の情報が抜けていると思われます。調査頻度は、「春季から冬季までの2季で4回」でよろしかったでしょうか。	ご質問NO.1の回答を参照願います。
6	仕様書3. (1) (1) - 2. 1) ア. 調査項目に誤字がございます。以下の部分は正しくはどのような記載になりますでしょうか。 「改良グランプロット法による測定(Dickson & Goyet (1994) に従った方法)とし、測定精とする。	記載漏れがございました。正しくは、 「改良グランプロット法による測定(Dickson & Goyet (1994) に従った方法)とし、測定精度は±1 μmol kg ⁻¹ とする。」 となります。
7	中小企業等の賃上げの比率は、別添3のⅠ提案書作成要領の1. 提案書の構成及び作成方法にある表の中の「9 企業等の賃上げの実施」や別添5の評価基準表では2.5%となっていますが、別添4の提案書の「9 企業等の賃上げの実施」では1.5%となっています。 2.5%と1.5%のどちらが正しいでしょうか。	2.5%が正となります。なお、「大企業の場合3%」は削除といたします。